

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和元年八月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成三十一年三月十五日奈良県指令中土第五一―一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年七月二十二日中土第七一―六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和元年七月二十二日中土第七二―二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字上之庄五八一番一、五八二番一及び五八三番一二の各一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪七二番地の三

株式会社日生ハウジング 代表取締役 荒木正義

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字上之庄五八一番一、五八二番一及び五八三番一二の各一部

下水道 桜井市大字上之庄五八一番一、五八二番一及び五八三番一二の各一部